

平成 31 年 2 月

遊佐町農業委員会第 11 回総会議事録

1. 開催日程 平成 31 年 2 月 25 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 45 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
 報告事項 2 解約について
 報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
 報告事項 4 賃借料の変更通知書の受理について

- 議第 44 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
 議第 45 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について
 議第 46 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
 議第 47 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
 農用地利用集積計画の決定について
 議第 48 号 農用地利用配分計画案について
 議第 49 号 平成 30 年遊佐町実勢賃借料情報の認定について
 議第 50 号 遊佐町農作業基準賃金の設定について
 議第 51 号 遊佐町参考賃借料について

4. 出席委員 (16 名中 14 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健		
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭	7	菅原 幸男	8	菅原 寛志
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ			12	土門健太郎
13	荒生あや子	14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (2 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
4	鈴木 一弥	11	榊原 一男				

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 4 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
遊佐	大谷 進一	蕨岡	池田 龍介	南西部	今井 彰	北部	高橋 正人

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	定刻になりましたので遊佐町農業委員会 2 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。 (13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)
13 番荒生あや子委員	本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員 2 名、出席委員 14 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 なお、農地利用最適化推進委員は全員出席しております。 以上報告を終わります。
事務局長	ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。
会長	お忙しい中ご苦勞様です。2 月後半になりますが、もう雪も融け、田んぼの稲株も見える中、道端でばんけを採っている人を見かけました。もう春を感じさせる陽気であります。 以前、相続未登記の田んぼを中間管理機構に預けると耕作可能だとお話ししましたが、今度は相続登記の義務化や所有権を手放すことができる制度の導入に向けた法改正を急いでいるようです。今までは土地を相続した時は任意なので罰則はありませんでしたが、今度は罰則も視野に入れるようです。期間については 3 年、5 年、10 年などの案が出ているようですが、日本の全農地の約 2 割がその恐れがあるということになります。ただ、土地の管理は、まず所有者で、それが難しくなってきたら近隣住民、市町村、県と、最終的には国が土地を譲り受ける手続になるように検討されているようです。2020 年、来年には結論が出されると思われまます。 それから、今、確定申告の時期であります。やはり今年度のコメの不作が農家の家計に大きく影響しています。がっかりしているところです。 それでは、今日、総会に出されました案件の慎重審議よろしく願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 〈異議なしの声〉 では、12 番土門健太郎委員、13 番荒生あや子委員にお願いします。 なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 はじめに、報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(報告事項、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)

事務局

ご説明いたします。

報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、合計 5 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。補足説明資料は、1 頁をご覧ください。個別に説明させていただきます。

番号 70 計 17 筆、23,295.71 m²

番号 71 計 19 筆、36,669 m²

番号 72 計 2 筆、2,367 m²

番号 73 計 1 筆、26 m²

番号 74 計 2 筆、1,151 m²

以上 5 件、全て相続による所有権の取得です。

続きまして、報告事項 2. 解約について、説明します。

番号 5 計 2 筆、12,650 m²

解約の事由は収用のためです。

番号 6 計 1 筆、38 m²

解約の事由は所有権移転のためです。

番号 7 計 40 筆、67,281.30 m²

解約の事由は所有権移転のためです。

番号 8 と 9 の解約の事由は収用のためです。

番号 8 計 5 筆、421.16 m²

番号 9 計 4 筆、346 m²

番号 10 計 1 筆、2,990 m²

解約の事由は所有権移転のためです。

続きまして、報告事項 3. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、説明いたします

農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかなため、通知受理のみで足りる内容となっております。

番号 22 計 1 筆、6,559 m²

解約の事由は自作のためです。

番号 23 計 2 筆、704 m²

解約の事由は自作のためです。

番号 24、25 は第三者へ利用権を設定するため解約するものです。

番号 24 計 1 筆、133 m²

番号 25 計 15 筆、27,073 m²

番号 26 計 1 筆、3,188 m²

解約の事由は契約方式の変更のためです。

番号 27 から 31 の解約の事由は収用のためです。

番号 27 計 1 筆、140 m²

番号 28 計 1 筆、57 m²

番号 29 計 1 筆、47 m²

番号 30 計 1 筆、48 m²

番号 31 計 1 筆、69 m²

番号 32 計 4 筆、3,072 m²

解約の事由は所有権移転のためです。

番号 33 計 1 筆、2,000 m²

	<p>解約の事由は第三者へ利用権設定のためです。 番号 34 計 1 筆、852 m² 解約の事由は所有権移転のためです。 番号 35 計 3 筆、863 m² 解約の事由は自作のためです。 番号 36、37 の解約の事由は収用のためです。 番号 36 計 7 筆、5,668.09 m² 番号 37 計 5 筆、6,608 m² 番号 38-1、38-2 は農地中間管理事業を使った利用権設定の解約になります。</p> <p>番号 38-1、38-2 計 8 筆、12,713 m² 解約の事由は所有権移転のためです。 番号 39 以降は農地中間管理事業の受け手変更のための解約となります。 番号 39 計 13 筆、22,625 m² 番号 40 と 41 の借人は同一人です。 番号 40 計 7 筆、13,938 m² 番号 41 計 10 筆、13,602 m² 続きまして、報告事項 4.賃借料の変更通知書の受理について 番号 6 計 9 筆、11,219 m² 賃借料の単価を 25,000 円から 17,000 円と 5,000 円に変更します。 報告事項 3 の番号 37 で解約があったことがきっかけです。国土交通省への売渡で耕作しづらくなってしまったため、賃借料を見直したとのことでした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問・意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議第 44 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 1 頁をご覧ください。 農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>すべて、父から子への贈与による所有権移転申請となります。 番号 11 計 40 筆、67,281.30 m² 申請地については、譲渡人の農業者年金受給のため、以前から使用貸借権が設定されており、譲受人が借り手となっております。 贈与税については、申請人が事前に税務署に相談しており、相続時精算課税制度を利用する予定とのことでした。 現地調査は今井推進委員から行っていただきましたので、報告をお願いします。</p>

	<p>番号 12 計 1 筆、852 m² 青年就農給付金（準備型）の関係で、今回の申請に至ったそうです。 現地調査については会長より行っていただきましたので報告をお願いします。 番号 13 計 1 筆、2,990 m² 農業者年金や青年就農給付金の間家ではなく、後継者へ土地を贈与したいとの考えから申請に至ったとのことでした。申請地には昨年の 1 月総会で使用貸借権が設定されており、現在も借人である譲受人が管理しています。 現地調査人については川俣委員より行っていただきましたので報告をお願いします。 以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 11 について、今井彰推進委員より、現地調査の報告をお願いします。 （今井 彰推進委員が挙手し、議長が指名する）</p>
今井彰推進委員	<p>15 日に現地を見てまいりました。一部分からないところもありましたが、この辺、私も通っているのでわかるのですが、きちんと管理されている土地でした。問題ないと思います。 以上であります。</p>
議長	<p>それでは番号 12 について、私から現地調査報告をさせていただきます。 この場所ですが、以前からハウスを建てておきまして、アスパラを植えているということでもあります。アスパラは譲受人が管理しているということで、これからきちんとするんであらうと思いますので、今のところ何も問題ないです。 以上です。</p>
議長	<p>最後に番号 13 について、川俣義昭委員より現地調査の報告をお願いします。 （6 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する）</p>
6 番川俣義昭委員	<p>9 日に現地を見まして、申請者には電話で確認させていただきました。 理由については先ほどの事務局の説明のとおりでありますけれども、確認としては、今後も同様に耕作できるのかということをお聞きまして、従来どおり親子三人で耕作するというご様子だったので、私としては問題ないということをお判断しまして報告させていただきます。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 （質問・意見なし） それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 44 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 （出席委員全員挙手） 全員賛成ですので、議第 44 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 45 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。 （事務局長が挙手し、議長が指名する）</p>

事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は4頁をご覧ください。</p> <p>今回申請のあった案件は、第3条第2項に掲げる不許可要件に該当しますが、第3条第3項の全ての要件を満たすため、第3条第1項の許可が可能と考えます。</p> <p>借人は農事組合法人ではなく一般法人のため、農地法第3条第2項の要件を満たすことができず、本来農地を取得することはできません。</p> <p>ただし、農地法第3条第3項の規定による条件を全て満たすことで、賃貸借契約を結ぶことができます。</p> <p>第3条第3項の要件は①解除条件付の契約であること、②地域との調和を守り、継続的かつ安定的な農業を行うと見込まれること、③役員のうち1名以上が常時従事することの3つです。</p> <p>また、第3条第3項の規定により許可をする場合には、第3条第4項の規定により、農業委員会が市町村長への通知を行うこと、第3条第6項の規定により「毎年利用状況報告をしなければならない旨の条件をつける」こととなります。</p> <p>以上の条件を満たしてしていることから許可できると考えます。</p> <p>番号5 計2筆、4,200㎡ 単価は15,000円、総額63,000円で、期間は5年です。 同一人と再設定のため、現地調査は依頼しておりません。 以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第45号農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第45号農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第46号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は5頁をご覧ください。</p> <p>農地法第3条による使用貸借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号18 計2筆、1,780㎡</p> <p>これまでは基盤法の利用権設定により、単価16,000円で賃貸借契約を行っていましたが、貸人から無料でかまわないので管理だけしてもらいたい</p>

	<p>との話があったため、今回使用貸借で申請に至りました。</p> <p>現地調査については、借人が今後も管理する点に変更はないため、新規に設定ですが依頼しておりません。</p> <p>番号 19 計 14 筆、27,627 m²</p> <p>貸人が経営移譲年金を受給しているため設定するものです。3 回目の更新となります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 46 号農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 46 号農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 47 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは補足説明申し上げます。審査基準書は 6 頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1) 所有権移転が 6 件、(2) 利用権設定は新規設定が 8 件、再設定が 18 件となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>(1) 所有権移転について</p> <p>番号 21 計 1 筆、38 m²、 単価は 1,000,000 円、総額 38,000 円 譲渡人の希望による売買です。</p> <p>申請地は昔、口約束で交換を行い、これまでも譲受人が管理していたそうです。交換した一方の土地については、道路用地になったため現在は閉鎖され、存在しない土地となっているとのことでした。</p> <p>今後、代がかわって事情が分からなくなる前に整理しておきたいという譲渡人の希望から申請に至ったそうです。</p> <p>現地調査については大谷推進委員より行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。</p> <p>番号 22 計 1 筆、405 m² 総額 100,000 円の売買による所有権移転です。</p> <p>これまで申請地は相対で譲受人とは別の方が耕作していました。</p> <p>譲渡人側で売買の希望があったため、前借人を買ってくれないかと話を持っていたそうですが、売買の意向はないと告げられたそうです。その後、</p>

申請地の隣の田を所有する譲受人に打診したところ、買うということで話がまとまったため、申請に至ったとのことでした。

現地調査については土門委員に行ってくださいましたので、このあと報告をお願いします。

番号 23 計 5 筆、3,756 m²

単価は 300,000 円、総額 1,126,800 円の売買による所有権移転です。

譲受人の希望による売買です。

申請地はこれまでも譲受人が借りて耕作しておりました。

現地調査については伊原委員に行ってくださいましたので、このあと報告をお願いします。

番号 24 計 6 筆、20,014 m²

単価は 600,000 円、総額 12,006,000 円の売買による所有権移転です。

農地中間管理機構の特例事業による所有権移転です。

11 月総会の議第 32 号 農地中間管理機構による農用地の買入協議に係る要請についてでとりあげておりましたが、センターから保留する旨の通知があり手続きをストップしておりました。

その後、支援センター内で検討し、手続きを進める方向となり、2 月 20 日に正式に支援センターが買い入れることに決定したとのことですので、今回、上程させていただきます。

現地調査は今回農地中間管理機構への売渡のため、依頼しておりません。

続きまして、番号 25 と 26 について説明します。

どちらも譲受人は同一人です。以前から、譲渡人よりあっせんの希望があり、買い手を探していた土地でした。

番号 25 計 8 筆、12,713 m²

単価は 600,000 円、総額 7,627,800 円の売買による所有権移転です。

これまでは農地中間管理機構が借手となっております。

今回の売買で耕作者集積協力金を、法人に貸し付ける前の借り手が返還することになりますが、そのことについても了承済とのことでした。

番号 26 計 1 筆、282 m²

単価は 200,000 円、総額 56,400 円の売買による所有権移転です。

この土地についてはこれまで賃貸借契約は設定されておりませんでした。

以上の 2 件については、会長代理より現地調査を行ってくださいましたので、このあと報告をお願いします。

(2) 利用権設定について

番号 86-1、86-2 から 89 は同一人と再設定です。

番号 86-1、86-2 は農地利用集積円滑化団体を介した契約です。

計 8 筆、7,985 m²

単価は 19,000 円と 11,000 円です。期間は 5 年です。

番号 87 計 4 筆、3,926 m²

単価は 0 円と水利費込で 25,000 円です。

期間は 5 年です。

番号 88 計 8 筆、12,639 m²

単価は 17,000 円で、期間は 3 年です。

番号 89 計 1 筆、2,047 m²

単価は 21,000 円で、期間は 10 年です。

続きまして、番号 90 と 93 について説明します。
新規に設定で、借人は同一人で期間は 10 年です。

番号 90 計 2 筆、2,371 m²

単価は 6,000 円です。

番号 93 計 2 筆 7,473 m²

単価は 7,070 円です。

この単価の理由についてですが、ビニール水田部分を単価 10,000 円、畑部分を 6,000 円で計算し、面積で割りかえた結果、この単価になったそうです。

また、1 筆についてはこれまで別の借り手による利用権設定がありましたが、解約して、今回の利用権設定の申請がありました。

番号が戻りまして、

番号 91 計 2 筆、2,096 m²

単価は 17,000 円で、期間は 5 年です。同一人と再設定です。

番号 92 計 3 筆、4,026 m²

単価は田が 17,000 円で、畑が 5,000 円です。

期間は 5 年で、同一人と再設定です。

番号 93 は先程説明したとおりです。

番号 94 から 105 までは同一人と再設定です。

番号 94 と 95 の貸人は同一人です。

単価は水利費込で 20,000 円で、期間は 5 年です。

番号 94 計 17 筆、12,501.04 m²

番号 95 計 6 筆、16,900 m²

続きまして、番号 96 と 97 について説明します。

借人はどちらも同一人です。期間は 10 年です。

番号 96 計 3 筆、3,440 m²

単価は 18,000 円です。

番号 97 計 2 筆、15,443 m²

単価は 21,000 円です。

番号 98 計 3 筆、7,191 m²

単価は水利費込で 20,000 円、期間は 10 年です。

次に、番号 99 から 101 について説明します。

借人はすべて同一人で、期間は 3 年です。

番号 99 計 1 筆、1,711 m²

物納で米 150 kg です。

番号 100 計 4 筆、4,613 m²

単価は 19,000 円です。

番号 101 計 3 筆、3,790 m²

単価は田が 8,000 円で、畑が 0 円です。

続きまして、番号 102-1、102-2 は農地利用集積円滑化団体を介した契約です。

計 1 筆、3,588 m²

単価は 17,000 円で、期間は 5 年です。

番号 103 計 3 筆、7,019 m²

単価は 20,000 円で、期間は 5 年です。

番号 104 計 1 筆、324 m²

	<p>単価は 18,000 円で、期間は 10 年です。 番号 105 計 2 筆、3,271 m² 単価は田が 17,000 円、畑が 5,000 円で、期間は 5 年です。 次の番号 106 以降は、農地中間管理機構を通じた契約です。 期間は 10 年で、新規に設定となります。 番号 106 計 14 筆、24,683 m² 単価は 19,000 円です。 番号 107 計 4 筆、17,742 m² 単価は 15,000 円と 11,000 円です。 番号 108 計 2 筆、3,944 m² 単価は 15,000 円です。 続きまして番号 109 と 110 について説明します。 単価は 17,000 円です。 番号 109 計 1 筆、133 m² 番号 110 計 15 筆、27,073 m² 最後に、 番号 111 計 1 筆、3,188 m² 以上です。</p>
議長	<p>それでは、所有権移転の番号 21 について、大谷進一推進委員より、現地調査の報告をお願いします。 (大谷推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
大谷進一推進委員	<p>報告します。2 月 15 日、現地を見た後に譲受人からお話を聞いてきました。 今回の所有権移転は譲渡人の相続が終わり、権利関係をはっきりさせたということでお話があったそうです。今までも、これからも農地として利用するということを知っていましたので、何ら問題ないと思います。</p>
議長	<p>次に所有権移転の番号 22 について、12 番土門健太郎委員より、現地調査の報告をお願いします。 (12 番土門健太郎委員が挙手し、議長が指名する)</p>
12 番土門健太郎委員	<p>報告します。19 日に現地調査をしたうえで、譲受人にお話を伺いました。 前年まで管理していましたので、田の状態はきれいでした。今のところ、継続して田んぼとして利用するそうです。今のところ米を作付するということでした。継続して管理していくということでしたので問題なしと判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>次に、所有権移転の番号 23 について、10 番伊原ひとみ委員より現地調査の報告をお願いします。 (10 番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10 番伊原ひとみ委員	<p>2 月 8 日に現地調査と、同じく夕方に譲受人にお話を伺いました。 今までも譲受人が土地を借りて作付してまして、ハウスも建てて、これから作付する準備をしている状態になってました。ハウスの方は譲受人は大規模に作ってらっしゃる方で、準備も万端整えているようですので、何の問題もなく耕作してくれると思います。 以上です。</p>

議長	<p>最後に、所有権移転の番号 25、26 について、会長代理より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番 佐藤重一会長代理	<p>25 番と 26 番です。</p> <p>昨年の稲刈り前からあっせんしてくれと希望がありまして、いろいろ今年までずっとぎりぎりまでかかったんですけど、25 番の譲受人の息子さんが 26 番です。</p> <p>畑が一筆あるんですが、ここを通らないと田んぼの方に行けませんので、それも一緒に譲受人にあっせんしました。買っていただくことになりました。</p> <p>譲受人は家族経営で娘婿さんも頑張ってますし、耕作するには何ら問題ないと私は判断してあっせんしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番 佐藤重一会長代理	<p>2 月 19 日に、202 会議室で委員 7 名全員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明と現地調査報告に対し、何か質問意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 47 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 47 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 48 号 農用地利用配分計画案について、事務局の説明を求めます</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より詳細説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。町が作成する農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農地の受け手が「地域との調和要件」を満たしているか等、農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>総会議案書の 29 頁からご覧ください。第 4 回集積で新たにマッチング及び配分されるもので、新規分は議第 47 号の利用権設定で詳細は説明いたしましたので割愛させていただきます。</p> <p>31 頁の移転についてですが、受け手変更の分ですが、記載のとおりとなっております。</p>

	<p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>左端に番号が振られています、最初に 29 頁、30 頁の新規配分の番号 3 番を審議いたします。</p> <p>この件については、川俣義昭委員に関する案件ですので、川俣委員は一時退席願います。</p> <p style="text-align: center;">(川俣 義昭委員 一時退席)</p> <p>それでは質疑に入ります。</p> <p>番号 3 について、何か質問・意見等がございますか。</p> <p style="text-align: center;">(あれば質問委員を指名し、発言後に事務局に説明を求める)</p> <p>その他何かご意見等がございますか。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 48 号 農用地利用配分計画案について、の新規配分の番号 3 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 48 号 農用地利用配分計画案について、の番号 3 について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>川俣 義昭委員は着席願います。</p> <p style="text-align: center;">(川俣義昭委員 着席)</p> <p>次に 30 頁の番号 4 について審議いたします。</p> <p>この件については、土門健太郎委員に関する案件ですので、土門委員は一時退席願います。</p> <p style="text-align: center;">(土門健太郎委員 一時退席)</p> <p>それでは質疑に入ります。</p> <p>番号 4 について、何か質問・意見等がございますか。</p> <p>その他何か意見はございますか。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 48 号 農用地利用配分計画案について、の新規配分の番号 4 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 48 号 農用地利用配分計画案について、の番号 4 について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>土門 健太郎委員は着席願います。</p> <p style="text-align: center;">(土門健太郎委員 着席)</p> <p>次に 29 頁の番号 1 と 2、31 頁の移転について審議いたします。</p> <p>何か質問・意見等がございますか。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 48 号 農用地利用配分計画案について、の新規配分の番号 1 と 2、移転について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 48 号 農用地利用配分計画案について、の番号 1 と 2、移転について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

	次に、議第 49 号 平成 30 年遊佐町実勢賃借料情報の認定について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明いたします。33 頁をご覧ください。 平成 30 年遊佐町実勢賃借料情報(案)でございます。平成 30 年 1 月から 12 月までの間に締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a あたり)は、以下のとおりとなっております。 農地区分毎の水稻及び普通畑と砂丘畑の賃借料の平均額、最高額、最低額、最も多く締結された単価、契約筆数、平均の価格の算出から除外した筆数については表のとおりとなっております。また、物納は金額に換算し集計しております。 なお、平成 30 年度の共済組合の等級別の引き受け数量、農地区分等、を別添でお配りしておりますので、ご参照ください。 毎年、農業委員会で出しております参考賃借料に沿って、皆さん契約されているので、17,000 円とか 15,000 円とか、参考賃借料と同じところに収まっているということになりました。 こういう形で締結されたという実際の数字でありますので、認定をお願いできればと思います。 以上です。
議長	それでは、ただいまの事務局の議案説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。 (菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する)
8 番菅原寛志委員	改正が何年ごろかということと、土地改良区の償還金の関係教えていただければと思います。
議長	菅原委員、今の件は議第 51 号の質問ということによろしいでしょうか。
8 番菅原寛志委員	はい。
議長	その他何かご意見等ございますか。 (質問・意見なし) ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。 議第 49 号 平成 30 年遊佐町実勢賃借料情報の認定について、原案のとおり認定する事に、賛成の方は挙手をお願いします。 次に、議第 50 号 遊佐町農作業基準賃金の設定について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明いたします。35 頁をご覧ください。 2 月 12 日に農政専門部会を開催いたしまして、部会員の皆様からご検討いただき提案するものです。 まず、労働賃金ですが、酒田市の平成 31 年度の労働賃金を参考としまして、田一般作業、畑作業について、甲、乙とも 20 円増となっております。

	<p>それから機械作業料金ですが、別冊でお配りしておりますが平成 31 年度遊佐町農作業基準賃金（案）の 9 頁をご覧ください。</p> <p>各農作業ごとの詳細な試算結果の生の金額を載せております。試算をすると、ご覧のように引上げ、引下げ、据置など、金額に動きがあったわけですが、一項目ずつ検討し、ほぼ試算どおりということで、35 頁の額に農政専門部会では話し合われました。昨年度までは、背負式の草刈りの料金しかありませんでしたが、酒田市を参考に自走式も試算してみました。部会でも新規ということで新たに設定することで了承されたところ です。</p> <p>なお、川俣農政専門部会長から、農政専門部会での意見など説明をお願いできればと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、6 番川俣農政専門部会長より、専門部会での内容などお願いいたします。</p>
6 番 川俣農政専門部会長	<p>今、事務局から説明ありましたように農政専門部会を開きまして、一応、算出方法がありまして、それに基づいて事務局の方から一項目ずつ試算していただきました。</p> <p>遡りますと、27、28、29 年度の 3 カ年は据置できたわけですがけれども、ご存じのように、ここ 1、2 年燃料費の高騰などを加味し算定しまして、全体的にみると、若干の金額ですが引上げのところが多くなってきているところでもあります。</p> <p>金額が載っていない項目がありますけれども、バインダーとかそういう機械等の請負等は最近無くなってきたということで削除ということで記入しておりません。</p> <p>また、先ほど説明ありましたように草刈りですが、最近モア等の自走式がだいぶ入ってきておりますので導入させていただきました。</p> <p>米価等の影響もあるとは思いますが、だんだん請負等の金額的にはこのような状態ではないかと思っております。</p> <p>育苗に関しましては、使用の箱も技術的には減ってきておりますので、その辺も計算上入れまして引き下げというふうになっております。</p> <p>農政専門部会では皆さんの意見を聴きながら、この上程の案で総会に提出するという満場一致で採択しましたので、ご審議をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの事務局からの議案説明と川俣農政部会長からの説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>草刈りで背負式と自走式ありますが、これは機械と油持ちでこの値段ということですか。</p>
事務局	<p>8 頁の方に算出方法記載しておりますが、機械の金額、燃料費も入っておりますので、込々ということになります。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第 50 号 遊佐町農作業基準賃金の設定について、原案のとおり設定する事に、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 50 号 遊佐町農作業基準賃金の設定について原案のとおり設定する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 51 号 遊佐町参考賃借料について、事務局の説明を求めます。(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より詳細説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>平成 21 年の農地法改正後、借り手と貸し手双方が話し合いで決定できない場合の参考資料として、参考賃借料といった形で金額を提示してきました。また、平成 23 年度から参考賃借料を改訂し見直しを図ってきたところです。</p> <p>先ほど、菅原委員からもお話ありましたけれども、現在の 1 等級で 17,000 円という金額につきましては、A3 の資料で「標準小作料・参考賃借料の推移」をお配りしておりますが、平成 27 年度に 19,000 円から 17,000 円に変えて、平成 28 年度、29 年度については据え置きとさせていただいたところですが、平成 30 年の生産調整や米の直接支払交付金などの情勢をみなから検討した方が良いのではないかとということで 30 年度も据え置いたところです。庄内他市町の状況や土地改良区の償還金の関係なども農政専門部会で検討いたしました。そのうえで、農政専門部会では田の部分について、一律 2,000 円減額で協議されたところでございます。先ほどの土地改良区の基盤整備の償還金の関係ですけれども、毎年毎年、少しずつ額が変わるようなので何とも言えないところもありますが、平成 34 年くらいまで 1 万円を超える償還金が発生するようであり、最後は平成 43 年まで償還金が残るようであり、みなさんのご意見をいただければと思います。</p> <p>参考までに、酒田市の 31 年度の参考賃借料をお配りしておりますので参考にご覧ください。</p> <p>決定されましたら、実勢賃借料や作業賃金と併せ、3 月 15 日発行の広報のお知らせ号に折込したいと考えております。</p> <p>また、川俣農政専門部会長より補足説明がありましたら、よろしく願います。</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは、6 番川俣農政専門部会長より補足説明をお願いします。
6 番 川俣農政部会長	<p>同じく 12 日に参考賃借料の協議もいたしました。</p> <p>事務局からもありましたように、土地改良区から償還金の資料、また酒田市さんの資料、庄内 5 市町の資料も事務局の方から揃えていただきまして、総合的に検討しましたところであり、</p> <p>先ほどの農作業基準賃金を平均するとアップさせてもらったということで、必然的に 10a からの収益がその分ひかれますので、地主さんに入っていく賃借料の方が下がっていくという計算になります。</p> <p>昨年は 30 年問題を見るということで据置になったんですけれども、如何せん酒田市さんがどんどん先行している状態であり、遊佐町全体ではどうかと思うかもしれませんが、西遊佐地区、日向川土地改良区の方に入りますと、酒田市さんに農地を持っている方もだいぶおられます。</p>

	<p>逆に酒田市の方から遊佐町に入っている方もおられます。そこに行きますと酒田市の耕作者からなぜこんなに違うんだと出ているのも実情です。同じ農協で同じ米の値段でなぜこんなに違うんだということもありまして、全体的に加味して、一律 2,000 円の減額ということで提示させていただきましたけれども、月光川土地改良区の方で償還金がおおむね今年ピークで徐々に下がっていくような資料が出ております。工期の入った年数によって償還金が長引くところもありますけれども、15,000 円にした場合に、償還金は平均 13,000 円くらいでありますので、償還金よりは入ってくのかなと協議させてもらいました。</p> <p>会長からも庄内地方の状況ありましたので、足りないところあれば、庄内地方の状況も説明してもらえればと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>庄内地方協議会の会長会で、前々から一律にと意見がありましたけれども、部会長から説明あったとおり、償還金があるということでマイナスはだめではないかと。15,000 円ならまだ黒字だということ。</p> <p>ちなみに鶴岡市は 15,000 円です。酒田市は 12,000 円から 1,000 円下げたということで、庄内町が 13,000 円から 12,000 円に下げました。三川町はまだ決定してませんでした。</p> <p>とりあえず 15,000 円なら償還金を返しても赤字ではないだろうということ。ただ平成 35 年になりますと償還金が 10,000 円を切るということで、もう 4、5 年経つと酒田市さん並みになるのかなと思います。ただ日向川土地改良区は経常賦課金が 5,400 円で月光川土地改良区が 3,800 円で 2,000 円くらいの違いがありますので、その分高いのではないかなと思います。</p> <p>これまで 17,000 円が 4 年間続いて 15,000 円になると、この先 1、2 年はいいのかなと思います。</p> <p>それでは、ただいまの事務局からの議案説明と川俣農政部会長からの補足説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。</p> <p>(2 番鈴木寿一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2 番鈴木寿一委員	<p>自動的に 15,000 円に下げた場合、中間管理機構分は 17,000 円でやっておりますけれども、中間管理機構で下げてくれるのか。法人関係の金額も下げてくれるのか、その辺教えてください。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>酒田市さんは、参考賃借料が変動した場合には、中間管理事業で預けている田んぼについては自動的に下がります。それを一番最初に中間管理機構に預けた時に、所有者にお話をして、そのような欄にチェックを入れてもらっていたようです。</p> <p>遊佐町ではそのような方式を取っておりませんので、五つの大きな法人、個人の受け手は一つ一つ賃借料変更の手続きが必要だということになります。</p> <p>中間管理事業で賃借料を変更する場合には、だいたいは耕作者側になると思いますが、賃借料を変更したいという書類と所有者の同意書が必要になります。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>よろしいでしょうか。 他にありますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第 51 号 遊佐町参考賃借料について、原案のとおり設定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 51 号 遊佐町参考賃借料について原案のとおり決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>ないようですので、これで 2 月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>
----	--